

養育費保証契約費用補助

< 補助対象者 >

茅ヶ崎市に居住し、次のいずれにも該当する者

- ・離婚協議中の父母、母子家庭の母、父子家庭の父のいずれかで養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養していること
- ・養育費の取得に要する経費を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること
- ・保証期間が1年以上の養育費保証契約を保証会社と締結していること
- ・過去に同一の児童を対象として、同一の補助対象経費に関する補助金（他自治体が交付したものを含む）を交付されていない者

< 補助対象費用(上限5万円) >

保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結する際に要する初回保証料

< 申請方法 >

保証会社と契約を締結した日から6ヶ月以内に申請書と必要書類を添えて、茅ヶ崎市こども政策課に提出

< 必要書類 >

- 申請者及び子の戸籍謄本又は抄本
※公簿等により確認することができるときは省略可
- 申請者の世帯全員の住民票
※公簿等により確認することができるときは省略可
- 補助対象となる経費の領収書等
※申請者本人が負担したものに限り
- 養育費について取決めをした文書（債務名義としての効力を有するものに限る。）
- 保証会社と締結した養育費保証契約書
- 振込先口座のわかるもの（通帳・キャッシュカード）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、保険証など）

< 注意事項 >

- ・養育費保証契約における月々の手数料や更新料は対象外です。

<補助までの流れ>

